

# JLMA

## 実用性能認定制度

実施要領

－2016 年度版－

日本ロック工業会

## 改正履歴

No.	改正年月日	該当部分	旧	改正後
1	2008.03.17	—	—	新規作成（2008年度版）
2	2011.12.08	施行日		
		1項～4項	—	[施行日全項追加]
		目次		
		第1章第2款	初期申請	登録申請
		第1章第2款	1-2-3 結果の通知 1-2-4 異議申し立て 1-2-5 試験体の管理	1-2-3 製品申請審査結果の通知 1-2-4 試験体の管理 [1-2-5 削除]
		第1章第4款	仕様変更	変更[2カ所]
		第1章第6款	—	[第6款追加]
		第3章	実用性能認定品	実用性能認定製品
		第4章	初期申請	登録申請
		第4章	仕様変更及び追加	変更及び追加申請
	本文			
第1章第1款 1-1-4	審査委員会は、試験所申請された試験所の試験設備等を JIS Q17025 の 5. 技術的要求事項に基づき審査する。 審査結果で適正な試験結果が得られる設備／要員／環境と判定された試験所には、理事会決議を経て試験所適合性認定結果通知書（様式第 9 号）を発行し JLMA 試験所と認定する。	JLMA 試験所認定を取得しようとするものは、審査委員会開催(年 2 回)の 2 ヶ月前までに、実用性能認定制度申請要領(附則 1-3)に基づき、必要書類を添えて、JLMA 事務局に申請する。 審査委員会は、試験所申請された試験所の試験設備等を JIS Q17025 の 5. 技術的要求事項に基づき審査する。 審査結果で適正な試験結果が得られる設備／要員／環境と判定された試験所には、理事会決議を経て試験所適合性認定結果通知書（様式第 10 号）を発行し JLMA 試験所と認定する。  [以下を、1-2-1 から移動挿入(“申請者”を”事務局”に変更)] 事務局は、試験所適合性認定申請書(様式第 4 号)を、認定期間中保管する。		

2	2011. 12. 08	第1章第1款 1-1-5 ①	①実用性能認定製品（以下、認定製品）には、認定マークの刻印又は認定マークのシール（以下認定シール）の貼付が許される。	①JLMA 会員が申請した実用性能認定製品（以下、認定製品）には、認定マークの刻印又は認定マークのシール（以下認定シール）の貼付が許される。
		第1章第1款 1-1-5 ②	②認定製品の梱包材や広告等の印刷物（Web ページ等の電子媒体を含む）へは、認定マークを表示できる。	②JLMA 会員が申請した認定製品の梱包材や広告等の印刷物（Web ページ等の電子媒体を含む）へは、認定マークを表示できる。
		第1章第1款 1-1-6 ①	基づき確認する。	基づく。
		第1章第1款 1-1-6 ②	基づき確認する。	基づく。
		第1章第1款 1-1-6 ③	申請製品を直接審査した審査委員会からの指示で提出が義務付けられた試験結果も確認の対象とする。	JLMA-S-050002 及び JLMA-S-050003 試験実施要領書を、JIS A 1541-1 及び JIS A 1541-2 の補足説明として適用する。
		第1章第1款 1-1-6 ④	実用性能認定制度試験実施要領(附則 1-5.)を、JIS A 1541-1 及び JIS A 1541-2 の補足説明として参照する。	申請製品を直接審査した審査委員会からの指示で提出が義務付けられた試験結果も確認の対象とする。
		第1章第2款	初期申請	製品の登録申請
		第1章第2款 1-2-1 ①	実用性能認定を取得しようとする者は、実用性能認定制度申請要領（附則 1-3.）に基づき必要資料を添えて申し込む。	製品の实用性能認定を取得しようとする者は、実用性能認定制度申請要領（附則 1-3.）に基づき必要資料を添えて、随時、JLMA 事務局に申請する事が出来る。製品の申請審査は、審査委員会開催(年2回)の2ヶ月前までの申請受付を対象とするが、サンプル及び試験結果報告書の提出は、審査の3日前までで可とする。
		第1章第2款 1-2-1 ②	製品申請者 様式第6号	事務局 様式第1号
		第1章第2款 1-2-1 ③	試験所申請者は、試験所適合性認定申請書(様式第8号)を認定期間中保管する。	－ [旧内容を 1-1-4 へ移動]
第1章第2款 1-2-2 ②	試験の実施と試験結果報告書の作成は、実用性能認定制度試験実施要領（附則 1-5.）による。	実用性能評価試験データは、申請日から過去3年以内のものを有効とする。		

2	2011. 12. 08	第1章第2款 1-2-2 ③	実用性能評価試験データは、申請日から過去3年以内のものを有効とする。	試験項目と試験体数は、第2章 表1（試験項目と試験体数一覧表）による。	
		第1章第2款 1-2-2 ④	試験項目と試験体数は、第2章表1（試験項目と試験体数一覧表）による。	試験は、1-1-6. 項（試験規格）に従い製品申請者が実施する。	
		第1章第2款 1-2-2 ⑤	試験は、1-1-6. 項（試験規格）に従い製品申請者が実施する。	審査委員会は、試験に立ち会うことができる。	
		第1章第2款 1-2-2 ⑥	審査委員会は、試験に立ち会うことができる。	－ [旧内容を⑤項へ移動]	
		第1章第2款 1-2-3	結果の通知	製品申請審査結果の通知	
		第1章第2款 1-2-3 ①	実用性能表示が適することを確認し同時に製品可動見本で使用上の支障がないことを確認してその結果を理事会に報告する。	実用性能表示が適するか否か、及び製品可動見本で使用上の支障がないかを確認してその結果を理事会に報告する。	
		第1章第2款 1-2-3 ②	理事会での認定手続き承認を経て、当該製品の实用性能項目のグレードが認定される。	審査結果は理事会で承認を得る。	
		第1章第2款 1-2-3 ③	実用性能認定申請結果通知書（様式第7号）	実用性能認定申請結果通知書（様式第2号）	
		第1章第2款 1-2-3 ③	理事会での結果を	理事会で承認された結果を	
		第1章第2款 1-2-3 ④	実用性能認定申請結果通知書（様式第7号）	実用性能認定申請結果通知書（様式第2号）	
		第1章第2款 1-2-4	異議申し立て	[旧内容を第6款へ移動] 試験体の管理	
				①試験所申請者及び製品申請者は、申請又は認定取得が拒否された通知の発信日から2週間以内に具体的且つ明確に異議の内容を記した書面をもって事務局へ異議の申し立てを行うことができる。 ②JLMA は、前項の異議申し立てに対し審査委員会で内容を審議したうえで事務局を通じて当該申請者に回答する。	[旧内容を第6款へ移動] 製品申請者は、実用性能評価試験データを採用した試験体について1-2-3. 項（結果通知）の実用性能認定申請結果通知書（様式第2号）の通知内容を承諾するまで管理保管する。
		第1章第2款 1-2-5	製品申請者は、実用性能評価試験データを採用した試験体について1-2-3. 項（結果通知）の実用性能認定申請結果通知書（様式第7号）の通知内容を承諾するまで管理保管する。	[様式第7号を第2号とし、1-2-4 項へ移動]	

		第1章第3款	—	<p>[追加] 試験所サヘ イテツについて は、申請者が3年目の認定 日の3～6カ月前に申し込 む。その際、附則1-3に基 づき、必要書類を添付す る。</p> <p>(附則1-2. 実用性能認定 審査委員会要領参照)</p>
		第1章第4款	<p>仕様変更及び追加に関す る手続き(仕様変更及び追 加の申請)</p> <p>認定製品の仕様変更及び 追加の申請における各項目 (申請方法/実用性能評価 試験/結果の通知/異議申 し立て/試験体の管理)は、 第2款(初期申請)の適する 項による。 製品申請者は、元になる認 定製品の申請時書類一式/ 仕様変更又は追加内容が分 かる書類/仕様変更又は追 加内容に関連する性能評価 試験データ/製品可動見本 を申請書に添付して提出す る。</p>	<p>変更及び追加に関する手 続き(変更及び追加の申 請)</p> <p>JLMA 試験所の認定内容に 対する変更・追加は、試験 所適合性認定申請書に記載 されている内容が変更とな る場合については変更後3 カ月以内に申請を行うこと とし、その他の内容について は、サヘ イテツ時に確認す る。 認定製品の登録申請書類一 式及び可動見本の外観形状 に対して仕様変更及び仕様 追加がある場合、及び製品 申請者が実用性能評価試験 が必要と判断する場合、製 品申請者は、元になる認定 製品の申請時書類一式/変 更又は追加内容が分かる書 類を申請書に添付して提出 する。なお実用性能評価試 験が必要と判断する場合、 変更か否かの判断は、申請 者が、実用性能表示プレート の性能を維持する義務を果 たすため、その責任におい て行なう。 上記に該当しない変更の場 合は申請の必要はないが、 申請者は変更が実用性能に 及ぼす影響を検証し書面に て保存しておく。 その他、仕様変更及び追加 の申請における各項目(申 請方法/実用性能評価試験 /結果の通知/試験体の管 理)は、第2款(登録申請) の適する項による。</p>

2

2011. 12. 08

2	2011. 12. 08	第1章第6款	—	[第2款 1-2-4 に追記しここに移動] 異議申し立て（試験所及び製品に関する登録・変更・サマターン）
		第1章第6款①	—	[第2款 1-2-4 を変更しここに移動] 試験所申請者及び製品申請者は、申請又は認定取得が拒否された場合、試験所適合性認定申請結果通知書（様式第10号）及び実用性能認定申請結果通知書（様式第2号）の発信日から2週間以内に具体的且つ明確に異議の内容を記した書面をもって事務局へ異議の申し立てを行うことができる。
		第1章第6款②	—	[第2款 1-2-4 から移動] JLMA は、前項の異議申し立てに対し審査委員会で内容を審議したうえで事務局を通じて当該申請者に回答する。
		第2章 表1 “番号”行 “サマターン”列	(*2)	[削除]
		第2章 表1 欄外	(*2) サマターンの試験項目及び試験体数は、参考とする。 (試験規格整備中)	[削除]
		第2章 表1 “4-1-2-1”及び “4-1-2-2”行 “試験項目”列	—	[追加] “及びサマターン”
		第2章 表1 “4-1-2-1”及び “4-1-2-2”行 “サマターン”列	—	[追加] “ (3) ”
		第2章 表1 “4-1-2-3”行 “ハットル”列	③	[削除]
		第2章 表1 “4-1-2-4”行 “主錠ケース”列	③	[削除]
		第2章 表1 “4-3-2-1” “4-3-2-2” 及び “4-3-2-3”行 “サマターン”列	③	[削除]
第3章	認定品	認定製品[2カ所]		

2	2011. 12. 08	第3章	JIS A1541-2 に適さないグレード 1 未満は、「X」(エックス)で表示する。	[削除]	
		第4章	初期申請	登録申請[2カ所]	
		第4章	仕様変更及び追加	変更及び追加申請	
		附則・様式 一覧部分			
		附則	“1. 参考資料”	[削除]	
		1-5.	実用性能認定制度試験実施要領	試験所カーベイヤス実施要領	
—	—	[追加] JLMA-S-050002・050003 試験実施要領書			
—	—	[追加] 様式 様式第1号実用性能認定申請書～様式第15号試験所適合性審査結果報告書			
3	2012. 02. 08	施行日			
		1項	この実施要領（実用性能認定制度実施要領 2011 年度版。最終頁に記載された附則・試験実施要領書及び様式を含む）は、2011 年 12 月 08 日から施行する。	この実施要領（実用性能認定制度実施要領）・各附則・試験実施要領書・及び様式は、各“改正履歴”頁に記載された最終改正年月日から施行する。	
		2項	この実施要領の施行に伴い、改正前の実施要領（2008 年版）は廃止する。	各最新版の施行に伴い、改正前の版は廃止する。	
		目次			
		第4章	費用（登録申請／変更及び追加申請／認定シール等）	申請時の費用	
		本文			
第1章第1款 1-1-4	審査委員会は、試験所申請された試験所の試験設備等を JIS Q17025 の 5. 技術的要求事項に基づき審査する。	審査委員会は、試験所申請された試験所を、JIS Q17025 の 5 技術的要求事項及び 4. 14 内部監査に基づき審査する。			
第1章第2款 1-2-2②	申請日から過去3年以内のものを有効とする	製品申請日及び製品カーベイヤス申請日から過去3年以内のものを有効とする。			

3	2012. 02. 08	第1章第3款	試験所サーベイトランスについては、申請者が3年目の認定日の3~6カ月前に申し込む。その際、附則1-3に基づき、必要書類を添付する。	試験所サーベイトランスについては、申請者が3年目の認定日の6カ月前から認定日までの間に申し込む。その際、附則1-3に基づき、必要書類を添付する。 製品サーベイトランスについては、申請者が5年目の認定日の12カ月前から認定日までの間に申し込む。その際、附則1-3に基づき、必要書類を添付する。	
		第1章第3款	(附則1-2. 実用性能認定審査委員会要領、附則1-5. 試験所サーベイトランス実施要領参照)	(附則1-2 実用性能認定審査委員会要領、附則1-5 試験所サーベイトランス実施要領、附則1-6. 品サーベイトランス実施要領参照)	
		第2章	>試験体数は、表内に丸囲み数字で示す。	>試験体数は、表内に丸囲み数字で示す。但し製品サーベイトランス時の試験体数は、繰り返し試験については全て1体ずつ、その他の項目は全て3体ずつとする。	
		第4章	費用(登録申請/変更及び追加申請/認定シール等) 登録申請/変更申請/追加申請/認定マーク使用/認定シール購入等の諸費用は、実用性能認定制度料金表(附則1-4.)による。	費用 各申請時の諸費用は、実用性能認定制度料金表(附則1-4)による。	
		附則・様式 一覧部分			
		附則	—	[追加] 1-6 製品サーベイトランス実施要領	
		様式	—	[追加] 様式第16号 製品 適合性審査チェックシート	

4	2013. 09. 27	表紙	2011 年度版	2014 年度版
		目次	1-1-3 実用性能認定審査委員会	1-1-3 実用性能認定制度審査委員会
		本文		
		第 1 章第 1 款 1-1-3	実用性能認定審査委員会 (2 箇所有)、実用性能認定 審査委員会要領	実用性能認定制度審査委 員会、実用性能認定制度審 査委員会要領
		第 1 章第 1 款 1-1-4	様式 10 号 様式 4 号	様式第 8 号 様式第 3 号
		第 1 章第 1 款 1-1-5⑤	—	[追加] 認定マークは、以下に示す 図柄とする。 
		第 1 章第 2 款 1-2-1①	製品の申請審査は、審査委 員会開催(年 2 回) の 2 ヶ 月前までの申請受付を対 象とするが、サンプル及び 試験結果報告書の提出は、 審査の 3 日前までで可とす る。	[削除]
		第 1 章第 2 款 1-2-2③	試験項目と試験体数は、第 2 章 表 1 (試験項目と試験 体数一覧表) による。	試験項目と試験体数は第 2 章 表 1 (試験項目と試験体 数一覧表) による。なお、 申請製品において、同一の 機構及び構造のものがある 場合、第 2 章 表 2 (製品 申請時の代表試験における がドライ) により、代表 製品の試験結果を引用す ることができる。
		第 1 章第 2 款 1-2-3①	審査委員会は、実用性能認 定審査委員会要領 (附則 1-2) に基づき実用性能評 価試験データに実用性能表 示が適するか否か、及び製 品可動見本で使用上の支 障がないかを確認してそ の結果を理事会に報告す る。	審査委員会は、実用性能認 定制度審査委員会要領 (附 則 1-2) に基づき提出され た申請資料に実用性能表 示が適するか否かを確認 してその結果を理事会に 報告する。
		第 1 章第 3 款	附則 1-2 実用性能認定審査 委員会要領	附則 1-2 実用性能認定制度 審査委員会要領

4	2013. 09. 27	第1章第4款	<p>JLMA 試験所の認定内容に対する変更・追加は、試験所適合性認定申請書に記載されている内容が変更となる場合については変更後3カ月以内に申請を行うこととし、その他の内容については、サペ インス時に確認する。</p> <p>認定製品の登録申請書類一式及び可動見本の外観形状に対して仕様変更及び仕様追加がある場合、及び製品申請者が実用性能評価試験が必要と判断する変更がある場合、製品申請者は、元になる認定製品の申請時書類一式／変更又は追加内容が分かる書類を申請書に添付して提出する。なお実用性能評価試験が必要と判断する変更か否かの判断は、申請者が、実用性能表示グレードの性能を維持する義務を果たすため、その責任において行なう。</p> <p>上記に該当しない変更の場合は申請の必要はないが、申請者は変更が実用性能に及ぼす影響を検証し書面にて保存しておく。</p>	<p>JLMA 試験所の認定内容に対する変更・追加がある場合は、附則 1-3 実用性能認定制度申請要領 に従う。</p> <p>なお申請が必要な場合については、変更後3カ月以内に申請を行うこととし、その他の内容については、サペ インス時に確認する。</p> <p>製品の認定内容に対する変更・追加がある場合は、附則 1-3 実用性能認定制度申請要領 に従う。</p>
		第1章第6款①	様式10号	様式8号
		第2章表1 4.4 4.4.1	鍵違い	かぎ(鍵)違い

4	2013. 09. 27	附則・様式 一覧部分		
		附則 1-2	実用性能認定審査委員会要領	実用性能認定制度審査委員会要領
		様式第 2 号	実用性能認定結果通知書	実用性能認定申請結果通知書
		様式第 3 号	試験計画書	試験所適合性認定申請書
		様式第 4 号	試験所適合性認定申請書	試験所審査報告書
		様式第 5 号	試験所審査報告書	JLMA 試験所審査 是正要求事項確認書
		様式第 6 号	JLMA 試験所審査 是正要求事項確認書	JLMA 試験所審査 その他観察事項連絡書
		様式第 7 号	JLMA 試験所審査 その他観察事項連絡書	JLMA 試験所審査 是正要求事項回答書
		様式第 8 号	製品申請 是正要求事項回答書	試験所適合性認定申請結果通知書
		様式第 9 号	JLMA 試験所審査 是正要求事項回答書	JLMA 試験所適合性審査チェックシート(登録時審査用)
		様式第 10 号	試験所適合性認定申請結果通知書	JLMA 試験所 サーベイランス審査チェックシート
		様式第 11 号	JLMA 試験所 適合性審査チェックシート(登録審査用)	試験所適合性審査結果報告書
		様式第 12 号	JLMA 試験所 適合性審査チェックシート(サーベイランス用)	JLMA 製品申請 審査チェックシート
		様式第 13 号	製品審査報告書	実用性能認定製品 審査結果報告書
		様式第 14 号	製品申請 是正要求事項確認書	実用性能認定製品変更届
		様式第 15 号	試験所適合性審査結果報告書	—
様式第 16 号	製品 適合性審査チェックシート	—		
5	2015. 03. 02	表紙	2014年度版	2015年度版
6	2016. 04. 05	表紙	2015年度版	2016年度版
		目次	第 3 款 実用性能認定を維持するための手続き (サーベイランス)	第 3 款 実用性能認定を維持するための手続き (更新・サーベイランス)
		本文		
		第 1 章 第 1 款 1-1-2 申請資格	但し JIS A1541-2 に適した公的試験機関の性能確認試験データが添付された製品申請は、非会員の申請であってもこれを受理する。	但し JIS A1541-2 に適した第三者的試験機関の性能確認試験データが添付された製品申請は、非会員の申請であってもこれを受理する。

6	2016. 04. 05	第 1 章 第 1 款 1-1-7 改正	③ JLMA事務局（以下、事務局）は、理事会で決議された本要領の改正内容を 実用性能認定制度に参加 経緯を持つ申請者に通知 し且つWeb上で公開する。	③JLMA 事務局（以下、事務局）は、理事会で決議された本要領の改正内容を 実用性能認定制度に参加 経緯を持つ申請者に通知し且つ JLMA ホームページ ( <a href="http://www.jlma.org/">http://www.jlma.org/</a> ) 上で公開する。		
		第 1 章 第 2 款 1-2-2 実用性能評価試験	① 製品申請者は、JLMA試験所又は公的試験機関で 実用性能評価試験（以下、試験）を実施する。	① 製品申請者は、JLMA 試験所又は第三者的試験機関で 実用性能評価試験（以下、試験）を実施する。		
		第 1 章 第 3 款 実用性能認定を維持するための手続き	実用性能認定を維持するための 手続き（サーベイランス）  製品サーベイランスについては、申請者が5年目の認定日の12カ月前から認定日までの間に申し込む。その際、附則1-3に基づき、必要書類を添付する。	実用性能認定を維持するための 手続き（更新、サーベイランス）  認定製品の更新については、申請者が3年目の認定日の12カ月前から認定日までの間に申し込む。その際、附則1-3に基づき、必要書類を添付する。		
		第 1 章 第 4 款 変更及び追加に関する手続き（変更及び追加の申請）	その他、仕様変更及び追加の申請における各項目（申請方法／実用性能評価試験／結果の通知／試験体の管理）は、第2款（登録申請）の適する項による。	その他、変更及び追加の申請における各項目（申請方法／実用性能評価試験／結果の通知／試験体の管理）は、第2款（登録申請）の適する項による。		
		第 1 章 第 5 款 実用性能認定リストの発行	JLMAは、実用性能表示を認定した製品の 実用性能表示／型式名／申請者名称等をWeb上で公表する。	JLMA は、実用性能表示を認定した製品の 実用性能表示／型式名／申請者名称等を JLMA ホームページ ( <a href="http://www.jlma.org/">http://www.jlma.org/</a> ) 上で公表する。		
		第 2 章 機能テスト表 1(試験項目と試験体数一覧表)	4.1 (1. 使用頻度による性能)の試験体数量「③」 試験体数は、表内に丸囲み数字で示す。但し製品サーベイランス時の試験体数は、繰り返し試験については全て1体ずつ、その他の項目は全て3体ずつとする。	4.1 (1. 使用頻度による性能)の試験体数量「①」 試験体数は、表内に丸囲み数字で示す		
		附則・様式 一覧部分				
		様式第 14 号	実用性能認定製品変更届	実用性能認定製品確認書		

## 【施行日】

1. この実施要領（実用性能認定制度実施要領）・各附則・試験実施要領書・及び様式は、各“改正履歴”頁に記された最終改正年月日から施行する。
2. 各最新版の施行に伴い、改正前の版は廃止する。
3. 試験所及び製品の、新規・変更・サーベイランス申請については、この実施要領の施行の日から6か月を超えない日までは、改正前の実施要領を適用することが出来る。
4. この実施要領の施行の日以前に、既に改正前の実施要領に従って
  - ①申請し審査中の試験所及び製品
  - ②認定を受け、かつ、認定が維持されている試験所及び製品については、認定期間中、改正前の実施要領を適用出来る。

## 【用語の定義】

この実施要領で使用する用語を以下のように定義する。

**JLMA**                      Japan Lock Manufacturer's Association の略であり、  
(ジルマ)                      日本ロック工業会の呼称である。

## 【目次】

### 第1章 実用性能認定制度に関する手順と要領

#### 第1款 総論

- 1-1-1 目的
- 1-1-2 申請資格
- 1-1-3 実用性能認定制度審査委員会
- 1-1-4 JLMA 試験所
- 1-1-5 認定マーク
- 1-1-6 試験規格
- 1-1-7 改正

#### 第2款 実用性能認定を取得するための手続き（登録申請）

- 1-2-1 申請方法
- 1-2-2 実用性能評価試験
- 1-2-3 製品申請審査結果の通知
- 1-2-4 試験体の管理

#### 第3款 実用性能認定を維持するための手続き（更新・サーベイランス）

#### 第4款 変更及び追加に関する手続き（変更及び追加の申請）

#### 第5款 実用性能認定リストの発行

#### 第6款 異議申し立て

### 第2章 機能テスト

### 第3章 実用性能認定製品の性能表示

### 第4章 申請時の費用

## 第1章 実用性能認定制度に関する手順と要領（附則 1-1 実用性能認定制度フロー参照）

### 第1款 総論

#### 1-1-1 目的

JLMA は、JIS A1541-2 建築金物—錠—第2部：実用性能項目に対するグレード及び表示方法（以下、JIS A1541-2）に基づく表示内容が適正且つ公平であることを確実にするために審査を行う。

#### 1-1-2 申請資格

実用性能認定制度の申請資格は、試験所申請及び製品申請ともに JLMA 会員であることとする。

但し JIS A1541-2 に適した第三者的試験機関の性能確認試験データが添付された製品申請は、非会員の申請であってもこれを受理する。

#### 1-1-3 実用性能認定制度審査委員会

実用性能認定制度審査委員会（以下、審査委員会）は、JLMA 理事会（以下、理事会）決議で定められた実用性能認定制度審査委員会要領（附則 1-2）に適するメンバーで構成される。

#### 1-1-4 JLMA 試験所

JLMA 試験所認定を取得しようとするものは、審査委員会開催（年2回）の2ヶ月前までに、実用性能認定制度申請要領（附則 1-3）に基づき、必要書類を添えて、JLMA 事務局に申請する。

審査委員会は、試験所申請された試験所を、JIS Q17025 の 5. 技術的要求事項 及び 4.14 内部監査 に基づき審査する。

審査結果で適正な試験結果が得られる設備／要員／環境と判定された試験所には、理事会決議を経て試験所適合性認定結果通知書（様式第8号）を発行し JLMA 試験所と認定する。

事務局は、試験所適合性認定申請書（様式第3号）を、認定期間中保管する。

#### 1-1-5 認定マーク

- ① JLMA 会員が申請した実用性能認定製品（以下、認定製品）には、認定マークの刻印又は認定マークのシール（以下認定シール）の貼付が許される。

但し非会員が申請した認定製品には、認定シールの貼付のみが許される。

- ② JLMA 会員が申請した認定製品の梱包材や広告等の印刷物（Web ページ等の電子媒体を含む）へは、認定マークを表示できる。
- ③ JLMA は、実用性能認定制度と認定マークが広く一般に認知されるように広報活動を行う。
- ④ 実用性能認定を取得していない製品又は認定取得後に JLMA の承諾なしにその仕様を変更した製品に対し、認定マークが故意に不正使用された場合 JLMA は、不正内容を公表して当該者を法的手段に訴え且つ当該者からの新たな申請を拒否することができる。
- ⑤ 認定マークは、以下に示す図柄とする。



#### 1-1-6 試験規格

- ① 申請製品の試験方法は、JIS A1541-1 建築金物－錠－第 1 部：試験方法（以下、JIS A1541-1）に基づく。
- ② 申請製品の实用性能表示内容（以下、実用性能表示）は、JIS A1541-2 と試験結果に基づく。
- ③ JLMA-S-050002 及び JLMA-S-050003 試験実施要領書を、JIS A 1541-1 及び JIS A 1541-2 の補足説明として適用する。
- ④ 申請製品を直接審査した審査委員会からの指示で提出が義務付けられた試験結果も確認の対象とする。

#### 1-1-7 改正

- ① 本要領は、理事会の決議により改正することができる。
- ② 審査委員会は、3 年に 1 度以上本要領を再確認して結果を理事会に報告する。
- ③ JLMA 事務局（以下、事務局）は、理事会で決議された本要領の改正内容を実用性能認定制度に参加経緯を持つ申請者に通知し且つ JLMA ホームページ（<http://www.jlma.org/>）上で公開する。

### 第 2 款 実用性能認定を取得するための手続き（製品の登録申請）

#### 1-2-1 申請方法

- ① 製品の实用性能認定を取得しようとする者は、実用性能認定制度申請要領（附則 1-3）に基づき必要資料を添えて、随時、JLMA 事務局に申請する事が出来る。

- ② 事務局は、実用性能認定申請書（様式第 1 号）を認定期間中保管する。

#### 1-2-2 実用性能評価試験

- ① 製品申請者は、JLMA 試験所又は第三者的試験機関で実用性能評価試験（以下、試験）を実施する。
- ② 実用性能評価試験データは、製品申請日及び製品サーベイランス申請日から過去 3 年以内のものを有効とする。
- ③ 試験項目と試験体数は、第 2 章 表 1（試験項目と試験体数一覧表）による。なお、申請製品において、同一の機構及び構造のものがある場合、第 2 章 表 2（製品申請時の代表試験におけるガイドライン）により、代表製品の試験結果を引用することができる。
- ④ 試験は、1-1-6 項（試験規格）に従い製品申請者が実施する。
- ⑤ 審査委員会は、試験に立ち会うことができる。

#### 1-2-3 製品申請審査結果の通知

- ① 審査委員会は、実用性能認定制度審査委員会要領（附則 1-2）に基づき提出された申請資料に実用性能表示が適するか否かを確認してその結果を理事会に報告する。
- ② 審査結果は理事会で承認を得る。
- ③ 事務局は、実用性能認定申請結果通知書（様式第 2 号）に理事会で承認された結果を記して製品申請者へ送付する。
- ④ 認定製品は、この実用性能認定申請結果通知書（様式第 2 号）に記された発行日以降 1-1-5 項（認定マーク）に従って認定マークの使用が許される。

#### 1-2-4 試験体の管理

製品申請者は、実用性能評価試験データを採取した試験体について 1-2-3 項（結果通知）の実用性能認定申請結果通知書（様式第 2 号）の通知内容を承諾するまで管理保管する。

### 第 3 款 実用性能認定を維持するための手続き（更新、サーベイランス）

JLMA は、認定継続維持のためサーベイランスを定期的実施する。

JLMA 試験所及び認定製品申請者は、サーベイランスに関する JLMA からの指示を拒否してはならない。

試験所サーベイランスについては、申請者が 3 年目の認定日の 6 カ月前から認定日

までの間に申し込む。その際、附則 1-3 に基づき、必要書類を添付する。

認定製品の更新については、申請者が 3 年目の認定日の 1 2 カ月前から認定日までの間に申し込む。その際、附則 1-3 に基づき、必要書類を添付する。

(附則 1-2 実用性能認定制度審査委員会要領、附則 1-5 試験所サーベイランス実施要領 附則 1-6 製品サーベイランス実施要領 参照)

#### 第 4 款 変更及び追加に関する手続き(変更及び追加の申請)

JLMA 試験所の認定内容に対する変更・追加がある場合は、附則 1-3 実用性能認定制度申請要領 に従う。なお申請が必要な場合については、変更後 3 カ月以内に申請を行うこととし、その他の内容については、サーベイランス時に確認する。

製品の認定内容に対する変更・追加がある場合は、附則 1-3 実用性能認定制度申請要領 に従う。

その他、変更及び追加の申請における各項目（申請方法／実用性能評価試験／結果の通知／試験体の管理）は、第 2 款（登録申請）の適する項による。

#### 第 5 款 実用性能認定リストの発行

JLMA は、実用性能表示を認定した製品の実用性能表示／型式名／申請者名称等を JLMA ホームページ (<http://www.jlma.org/>) 上で公表する。

#### 第 6 款 異議申し立て（試験所及び製品に関する登録・変更・サーベイランス）

- ① 試験所申請者及び製品申請者は、申請又は認定取得が拒否された場合、試験所適合性認定申請結果通知書（様式第 8 号）及び実用性能認定申請結果通知書（様式第 2 号）の発信日から 2 週間以内に具体的且つ明確に異議の内容を記した書面をもって事務局へ異議の申し立てを行うことができる。
- ② JLMA は、前項の異議申し立てに対し審査委員会で内容を審議したうえで事務局を通じて当該申請者に回答する。

第2章 機能テスト 表1 (試験項目と試験体数一覧表)

番号	試験項目	(*1) 主錠 セット	本締錠 セット	空錠 セット	シリ ンダー	ハン ドル	主錠 ケース	サム ターン
4.1	(1. 使用頻度による性能)							
4.1.1	ラッチボルトの開閉繰返し	①	—	①	—	—	①	—
4.1.2	施錠繰返し	—	—	—	①	—	—	①
4.1.2.1	キー及びサムターンによるデッドボルトの 施錠繰返し	①	①	—	—	—	①	(①)
4.1.2.2	キー及びサムターンによる施錠機構の施錠 繰返し			①	—	—		
4.1.2.3	電気錠の電気的施錠及び／又は解錠繰返し (自動施錠の場合)	①	①	—	—	—	①	(①)
	電気錠の電気的施錠及び／又は解錠繰返し (施錠繰返しの場合)							
4.1.2.4	キーの抜き差し繰返し	①	①	—	①	—	—	(①)
4.2	(2. 外力に対する性能)							
4.2.1	デッドボルトの押込み強度	③	③	—	—	—	③	—
4.2.1	デッドボルトの押込み強度(面付錠)	③	③	—	—	—	③	—
4.2.2	デッドボルトの側圧強度	③	③	—	—	—	③	—
4.2.3	鎌の引張強度(鎌付きデッドボルト)	③	③	—	—	—	③	—
4.2.4	引違戸錠の鎌の側圧強度	③	③	—	—	—	③	—
4.2.5	鎌の解錠方向の押込み強度	③	③	—	—	—	③	—
4.2.6	デッドボルトの押込み強度(衝撃荷重)	③	③	—	—	—	③	—
4.2.7	デッドボルトの側圧強度(衝撃荷重)	③	③	—	—	—	③	—
4.2.8	ストライクの仕様	資料	資料	—	—	—	資料	—
4.3	(3. 使用扉の質量に対する性能)							
4.3.1	ラッチボルトの側圧強度	③	—	③	—	—	③	—
4.3.2.1	ハンドルの振り試験(レバーハンドル)	③	—	③	—	③	—	—
4.3.2.1	ハンドルの振り試験(ノブ)							
4.3.2.2	ハンドル引張強度							
4.3.2.3	ハンドル垂直荷重強度	③	—	③	—	③	—	—
4.4	(4. かぎ(鍵)違い)							
4.4.1	かぎ(鍵)違い	資料	資料	—	資料	—	—	(資料)
4.4.2	最少タンブラー数	資料	資料	—	資料	—	—	(資料)
4.4.3	同一タンブラーの使用数	資料	資料	—	資料	—	—	(資料)
	(5. デッドボルトの出寸法)							
4.5	デッドボルトの出寸法(最低寸法)	4.2.1	4.2.1	—	—	—	4.2.1	—
	(6. 耐じん性能)							
4.6	耐じん性能	③	③	—	③	—	—	—

- (\*1) 主錠セットは、ラッチ機能を持つハンドル付き錠とする。
- 申請する製品は、同一生産ロットの試験体で確認試験する。
- 試験体数は、表内に丸囲み数字で示す。

表2(製品申請時の代表試験におけるガイドライン) 前提条件:同一の機構及び構造であること

JIS A1541-2	性能項目	バックセット	扉厚	ハンドル	シリンダー
<b>4.1 使用頻度による性能</b>					
4.1.1	ラッチボルトの開閉繰返し	最短 (初期申請時のみ最長も必要)	-	ハンドル水平維持トルク最大	-
4.1.2.1	キーによるデッドボルトの施錠繰返し	最短 (初期申請時のみ最長も必要)	-	-	操作トルク最大
4.1.2.2	キーによる施錠機構の施錠繰返し	最短 (初期申請時のみ最長も必要)	-	-	操作トルク最大
4.1.2.3	電気錠の電氣的施錠及び／又は解錠繰返し (自動施錠の場合)	最短 (初期申請時のみ最長も必要)	-	-	-
	電気錠の電氣的施錠及び／又は解錠繰返し (施錠繰返しの場合)	最短 (初期申請時のみ最長も必要)	-	-	-
4.1.2.4	キーの抜き繰返し	-	-	-	(全品種)
<b>4.2 外力に対する性能</b>					
4.2.1	デッドボルトの押込み強度	最短 (初期申請時のみ最長も必要)	-	-	-
4.2.2	デッドボルトの側圧強度	最短	-	-	-
4.2.3	鎌の引張強度(鎌付きデッドボルト)	最短	-	-	-
4.2.4	引違戸錠の鎌の側圧強度	最短	-	-	-
4.2.5	鎌の解錠方向の押込み強度	最短	-	-	-
4.2.6	デッドボルトの押込み強度(衝撃荷重)	最短 (初期申請時のみ最長も必要)	-	-	-
4.2.7	デッドボルトの側圧強度(衝撃荷重)	最短	-	-	-
<b>4.3 使用扉の質量に対する性能</b>					
4.3.1	ラッチボルトの側圧強度	最短	-	-	-
4.3.2.1	ハンドルの振り強度	-	最大	材質が弱く 最もハンドル軸径が細いもの	-
4.3.2.2	レバーハンドルの引張強度	-	-	材質違い毎に 最もハンドル軸径が細いもの (複合/特殊形状ハンドルは除外)	-
4.3.2.3	レバーハンドルの垂直荷重強度	-	-	材質違い毎に 最もハンドル軸径が細いもの	-
<b>4.6 耐じん性能</b>					
4.6	耐じん性能	-	-	-	(全品種)

### 第3章 認定製品の実用性能表示

認定製品の実用性能表示は JIS A1541-2 に従う。

### 第4章 費用

各申請時の諸費用は、実用性能認定制度料金表（附則 1-4）による。

## 附 則

- 1-1 実用性能認定制度フロー
  - 1-2 実用性能認定制度審査委員会要領
  - 1-3 実用性能認定制度申請要領
  - 1-4 実用性能認定制度料金表
  - 1-5 試験所サーベイランス実施要領
  - 1-6 製品サーベイランス実施要領
- JLMA-S-050002・050003 試験実施要領書

## 様 式

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 様式第1号  | 実用性能認定申請書                    |
| 様式第2号  | 実用性能認定申請結果通知書                |
| 様式第3号  | 試験所適合性認定申請書                  |
| 様式第4号  | 試験所審査報告書                     |
| 様式第5号  | JLMA 試験所審査 是正要求事項確認書         |
| 様式第6号  | JLMA 試験所審査 その他観察事項連絡書        |
| 様式第7号  | JLMA 試験所審査 是正要求事項回答書         |
| 様式第8号  | 試験所適合性認定申請結果通知書              |
| 様式第9号  | JLMA 試験所適合性審査チェックシート（登録時審査用） |
| 様式第10号 | JLMA 試験所 サーベイランス審査チェックシート    |
| 様式第11号 | 試験所適合性審査結果報告書                |
| 様式第12号 | JLMA 製品申請 審査チェックシート          |
| 様式第13号 | 実用性能認定製品 審査結果報告書             |
| 様式第14号 | 実用性能認定製品確認書                  |